こども家庭センターからのお知らせ

問 こども課 こども家庭センター係 ☎ 92-7968



令和7年4月から

病児・病後児保育利用料の一部を助成します!

子育て世帯の経済的負担を軽減し、保護者の子育てと就労の両立を支援するために、病児・病後児保育の利用料の 一部を助成します。

●助成対象者

●助成金額

令和7年4月以降、町内外問わず病児・病後児 保育施設を利用し、利用料を支払った方

利用料の 2 分の 1 (利用日 1 日あたりの上限額は 1,000 円) ※昼食代及びおやつ代等を除きます。

●助成方法

病児・病後児保育施設を利用した月の翌月から1年以内に、申請をしてください。

申請された月の翌月に口座振込にて支給します。

※申請される際には、領収書(原本)、印鑑、振込先□座の分かるものをお持ちください。

令和7年4月から

児童扶養手当額が変更になります!

児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。 2024 年全国消費者物価指数の実績値(対前年比 +2.7%)が公表されました。その結果、令和7年度の児童扶養手 当額については、2.7%の引き上げとなります。

令和7年度の児童扶養手当額(月額)

	令和7年3月まで(月額)	令和7年4月から(月額)
<本体額>		
全部支給	45,500 円	46,690円 (+1,190円)
一部支給	45,490 円~ 10,740 円	46,680 円~ 11,010 円 (+1,190 円~ +270 円)
<第2子以降加算額>		
全部支給	10,750 円	11,030円 (+280円)
一部支給	10,740 円~ 5,380 円	11,020 円~ 5,520 円 (+280 円~ +140 円)

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記 成年後見・法律相談 基山町宮浦155(京町JAスタンド交差点南側)

TEL 0942-92-6722

【月~金】8:30~18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する子育て世帯の生 活を支援します!

~基山町子育て世帯への緊急食料費支援給付金について~

●支給対象者

令和7年3月31日時点で基川町に住所があり、0歳~18歳(平成18年4月2日~令和7年3月31日生) の子どもを養育する方

●支給額

支給対象者が養育する子ども1人につき、一律1万円 ※施設設置者は、対象となる子どもごとに1万円

●支給時期

4月25日(金)から順次支給開始

●支給方法

支給対象者	振込先口座
基山町から児童手当を受給している人	児童手当の受給口座に振込
公務員	令和5年度基山町子育て世帯への 物価高騰対応重点支援給付金の受 給□座に振込

※□座の解約・変更等により、左記 □座に振込ができない場合は、「令 和7年度基山町子育て世帯への緊 急食料費支援給付金支給口座登 録等届出書」を提出してください。

受給のための申請は不要*です。 登録口座に自動で振り込む「プッシュ型給付」 を行います。※一部例外あり

「プッシュ型給付」のお知らせが届かない人は、受給のための申請が必要です。 詳しくはお問い合わせください(申請期限:令和7年6月30日(月))。

基山町内のこどもの居場所づくり活動事業者を支援するために 一時金を支給します!

~こどもの居場所づくり活動事業者物価高騰対応重点支援給付金について~

こどもの居場所づくり活動とは…?

こども食堂(こどもに対する食事等の提供)、フードパントリー(弁当や食材の配布・配達)等のこどもの居場所の 提供等を行う活動のことです。

●支給対象者

- ・令和6年度に町内におけるこどもの居場 所づくり活動の事業実績があること
- ・令和7年度に町内におけるこどもの居場 所づくり活動の事業を行うこと

●支給額

対象となる個人及び団体ごとに、給付金の 支給の対象となる事業に対して、30万円

●支給対象事業

- ・原則月に1回程度、定期的に行っていること
- ・活動場所が町内であり、かつ、参加者に町内在住者がいること
- ・活動の際、常時責任者を配置し、安全に配慮していること
- ・営利を目的としていないこと

●支給期間

令和7年4月~令和8年3月

●支給方法

給付金の支給対象となる方は、令和8年2月末日までに申請をしてください。

申請された月の翌月に口座振込にて支給します。

※申請書類は基山町 HP からダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。